

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 13 日

分任支出負担行為担当官
三八上北森林管理署長 泉 光博

1 競争に付する事項

(1) 物件名称 三八上北森林管理署定期一般健康診断等

(2) 検査実施場所及び検査実施方法等
別紙「仕様書」による。

(3) 検査要領
別表 1「検査要領及び対象者数」による。

(4) 入札方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」において、「東北地域」の競争参加資格を有するものであること。

(4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 388 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) その他予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(6) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から、当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 入札説明資料の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所並びに問合せ先

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 1-27

三八上北森林管理署 総務グループ 電話 0176-23-3551

(2) 入札説明資料の交付

公告の日より令和 8 年 7 月 27 日（月）17 時まで交付する。

入札説明資料については、電子調達システムからダウンロードすること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、上記 3 の（1）の場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので、上記 3 の（1）に申し出ること。

4 提出書類の提出方法及び期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、入札説明資料に示すところにより、全省庁統一資格審査結果通知書（写し）及び別添仕様書に記載された内容、規模の業務と同等以上の実績を有すると認められる証明書等（履行証明書）を令和8年7月27日（月）17時まで提出しなければならない。

また、当該証明書に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和8年7月28日（火）17時までの間においてそれに応じなければならない。

(2) 提出方法

ア) 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ) 紙入札方式により参加する場合

上記3（1）の場所に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

5 入札書の提出・開札の場所及び日時

(1) 入札書の提出日時

ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和8年7月29日（水）9時から令和8年7月30日（木）11時00分

イ) 紙入方式により参加する場合

令和8年7月30日（木）10時45分から11時00分

郵送による入札を認めることとする。ただし、いずれの入札物件も郵送（書留郵便に限る）による入札の期限については、令和8年7月29日（水）17時までとし、再入札には参加できない。

郵送先については、上記3（1）のアとし、入札書の日付は、「令和8年7月30日」とする。

(2) 開札の場所及び日時

三八上北森林管理署 2階会議室

令和8年7月30日（木）11時00分

6 その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

入札者注意書による。

(4) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると、分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(7) 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(8) 詳細は、入札説明書等による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）をご覧ください。

仕 様 書

I 一般定期健康診断等

1 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日まで

2 検査項目及び検査対象者等

別紙「検査要領及び対象者数」による。

3 検査実施場所

三八上北森林管理署より陸路 50km 以内に位置する医療検査機関等または三八上北森林管理署が指定する場所における巡回健診車等。

4 検査実施方法

(1) 実施日及び期間等については監督職員から連絡する。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影については、レントゲン車及び受注者医療機関とする。

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。

また、健康診断の会場は受注者が設置し、健診終了後速やかに現状に戻すこと。

(4) 検査時に使用する受診票・問診票等については、受注者が作成・負担する。

また、受診票及び問診票に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に監督職員から提出を受けることとする。

5 その他

(1) 健診体制

ア 医師及びスタッフ等について

定期健康診断実施につき1日当たり問診を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師その他必要に応じた人員を派遣すること。

イ 採血について

採血担当者には採血能力に優れた者を当てること。

ウ レントゲンの読影について

専門医による読影を行うものとする。

(2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢の取扱いについて

受診票の年齢及び検査項目別受診対象年齢の取扱いは、年度（4月～翌年3月末）の最終日である3月末の時点での年齢とする。

(3) 受診票・問診票及び検体容器等について

受診票及び問診票の様式等については、別途監督職員と協議し決定することとする。

なお、氏名、生年月日等記載済みの受診票及び検体容器等については、監督職員と提出時期を協議し、監督職員へ提出すること。

(4) 検査結果表は、検査終了後1ヶ月以内に提出すること。

(5) 検査結果表は2部作成し、監督職員へ提出すること。

また、発注者が用意した健康診断表へ検査結果を転記し、検査医を記名押印の上、監督職員へ提出すること。

(6) 指定場所等、詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、監督職員と必要に応じて協議すること。

(7) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。

(8) 履行期間内に健康診断が実施できない場合は、監督職員と協議の上実施すること。

別表 1 三八上北森林管理署健康診断等の検査要領

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	1 既往歴及び業務歴 (問診、視診、しよく触)	4 5 人	既往症及び業務歴、治療歴、服薬歴、喫煙歴等について調べる。 また、体格、骨格、筋肉等の発育状況、栄養状態、貧血の有無、運動器の異常、その他疾病等について問診、視診、しよく触により調べることとし、特に次の患者に注意する。 (1) 統合失調症、てんかん、麻薬あるいはアルコール中毒その他精神神経系の疾患 (2) 結核性疾患、感染症その他 (3) ぜんそく、その他アレルギー疾患 (4) 肝脾疾患、胃、十二指腸疾患 (5) 高血圧、心臓病、腎臓病、糖尿病 (6) トラコーマ、白内障、緑内障、その他の眼疾患 (7) 外傷歴、手術歴、神経痛、リュウマチ、性病等 (8) 前歴職業に関連のある職業病	
	2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	4 5 人 (腹囲3 4 人) ※腹囲については 35 歳時及び 40 歳以上で BMI20 以上の職員。ただし、妊娠中の女性職員その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された職員は除く。	(1) 身長測定については身長計を背にして立ち、両足のかかとをつけ、足先を 30 度ないし 40 度開き、かかと、しり、背部の三点を身長計柱に接触し、ひざ、背及び頭をのばし、あごを引いた姿勢で測定する。 (2) 体重測定については体重計を水平に固定し、なるべく脱衣させ、台板の中央に静止して測定する。また、着衣のまま測定した場合には、その着衣の重量を差引く。 (3) 視力については試視力表を用い、試視力表から 5 m の位置に立たせて実施する。試視力表の高さは眼の高さとし、試視力表の照度より低くしなければならない。検査は片目ずつ裸眼視力及び眼鏡を用いた矯正視力を検査する。 (4) 聴力についてはオージオメーターにより、周波数 1,000 ヘルツと 4,000 ヘルツについて検査する。	身体の計測において、BMI を次の算式により算出する。 体重 (k g) / (身長 (m)) ² スクリーンスコープ等の機器により検査してもよい。
	3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	4 5 人	問診時に自覚症状、他覚症状の有無について調べる。	
	4 胸部エックス線検査	4 5 人	原則として、エックス線間接撮影とする。フィルムは 100mm×100mm で 1 枚どりとし、肺がんの胸部エ	デジタル撮影も可能。

	※すでに胸部結核検査の結果、生活指導区分がされている職員以外の職員(妊娠中の女性職員を除く)	ックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することにより行う。	胸部エックス線検査(間接、直接)において医師が必要と認めた者に対しては、心陰影の異常の有無、動脈硬化の有無についても検査する。
5 喀痰細胞診	3人 ※40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数600以上の者	専用容器に採取(3日法)した痰を蓄痰細胞診YM式によって実施する。	喫煙指数=1日の平均喫煙本数×喫煙年数
6 血圧の測定、血糖検査 並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査	45人 ※血糖検査については35歳時と40歳以上の職員及び希望する職員	(1)血圧測定については水銀血圧計等により検査することとし、排尿させた後、深呼吸数回を含め5分以上安静をとらせ、椅子にすわった姿勢で肘間接を十分伸展させ、右腕の肘を心臓の高さに一致させて測定する。 (2)尿検査については試験紙法等により尿中の糖、蛋白及び潜血の定性試験その他必要な検査を行う。	
7 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能、白血球数及び腫瘍マーカー(CEA及び高感度PSA)の検査	心電図45人 血液検査45人 35歳時と40歳以上の職員及び希望する職員 ※CEAの検査については40歳以上の職員33人 高感度PSAの検査については50歳以上の男性職員22人	(1)心電計は12誘導(四肢誘導、単極誘導、胸部誘導)とする。 (2)貧血の検査は、血色素量、赤血球数及びヘマクリット値を検査する。 (3)腎機能の検査は、血液中クレアチンを検査する。 (4)膵機能の検査は、血液中アミラーゼを検査する。	
8 胃の検査	39人 ※40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員(妊娠中の女性職員を除く)	原則としてエックス線間接撮影とし、フィルムは100mm×100mmで6枚どりとする。	デジタル撮影も可能。
9 肝機能検査	45人 ※35歳時と40歳以上の職員及び希望する職員	血液中のGOT、GPT、r-GTPを検査する。	

	10 便潜血反応検査	39人 ※40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員	連続する二日間に採取（それぞれ別）した糞便中の潜血（ヘモグロビン）反応を検査する。	
--	------------	--------------------------------	---	--

	検 査 項 目	対 象 者	検 査 要 領 等	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	11 眼底、眼圧及びドライ アイの検査	32人 ※情報機器作業に従事する職員の うち希望者。	（１）眼底検査については直像式電気検眼鏡等により検査する。 （２）眼圧については非接触型眼圧計により検査する。 （３）ドライアイについては涙液の量の測定により検査する。	
	12 子宮がん及び乳がんの 検査	10人 ※35歳以上の女性職員及び希望す る女性職員	（１）子宮がん検査については問診及びスメアーにより検査する。 （２）乳がん検査については問診、レントゲン乳房撮影（マンモグラフィ）又は超音波撮影（エコー）により検査する。	
	13 検査要領欄の（１）～ （６）に掲げる検査	※備考欄のa～dの検査のいずれ の項目にも異常の所見があると診 断された職員における場合に限る。	（１）空腹時の血中グルコースの量の検査 （２）ヘモグロビンA1c検査 （３）微量アルブミン尿検査（第6項の尿中の蛋白の有無の検査において、擬陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された職員に限る） （４）負荷心電図検査又は胸部超音波検査 （５）頸部超音波検査 （６）空腹時のLDLコレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時中性脂肪検査	a 腹囲の検査又は肥満度の測定（いずれか1項目以上） b 血圧の測定 c 血糖検査 d LDLコレステロール検査又はHDLコレステロール検査もしくは中性脂肪検査（いずれか1項目以上）
	14 第1項から第12項まで の検査の結果必要と認め られる検査	※医師が必要と認められる場合に 限る。	（１）肝炎に罹患した可能性があるとされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者に対する 肝炎ウィルス検査 （２）その他必要と認められる検査	